

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成21年12月25日
【事業年度】	第41期（自平成20年10月1日至平成21年9月30日）
【会社名】	株式会社柿安本店
【英訳名】	Kakiyasu Honten Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 赤塚 保正
【本店の所在の場所】	三重県桑名市吉之丸8番地
【電話番号】	(0594)23-5500(代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部長 赤塚 義弘
【最寄りの連絡場所】	三重県桑名市吉之丸8番地
【電話番号】	(0594)23-5500(代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部長 赤塚 義弘
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町1丁目5番8号)

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成21年12月18日に提出いたしました第41期（自平成20年10月1日至平成21年9月30日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するために有価証券報告書の訂正報告書を提出するものがあります。

## 2【訂正事項】

第一部 企業情報

第3 設備の状況

1 設備投資等の概要

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

3 配当政策

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況等

## 3【訂正箇所】

訂正した箇所は\_\_罫で表示しております。

第一部【企業情報】

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

（訂正前）

（略）

主な投資といたしましては、新規出店（移転新装4店を含む）37店舗（精肉事業2店舗、惣菜事業4店舗、食品事業27店舗、レストラン事業4店舗）に430,578千円、本社耐震補強工事・改修に209,644千円及び工場の設備更新等に131,298千円を実施いたしました。

（訂正後）

（略）

主な投資といたしましては、新規出店（移転新装4店を含む）37店舗（精肉事業2店舗、惣菜事業4店舗、食品事業27店舗、レストラン事業4店舗）に430,578千円、本社耐震補強工事・改修に209,644千円及び工場の設備更新等に131,298千円を実施いたしました。

また、当事業年度において、閉店等に伴う固定資産除却損81,147千円、固定資産売却損18,464千円や減損損失648,281千円を計上いたしました。減損損失の内容については「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（連結損益計算書関係） 3. 減損損失」に記載のとおりであります。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

3 【配当政策】

(訂正前)

(略)

今後も、経営成績及び財務状態を勘案しつつ、利益配当を実施していく方針であります。

また、内部留保資金につきましては、新規事業開発、新規出店、既存店の改装及び工場設備への投資等として充当してまいりたいと考えております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成21年12月18日 定時株主総会決議	348	28

(注) 平成21年12月18日開催の第41期定時株主総会において、定款の一部変更を決議し、事業年度が次のとおりとなりました。

1. 事業年度 3月1日から2月末日まで
2. 定時株主総会 5月中
3. 基準日 2月末日
4. 剰余金の配当の基準日 8月31日、2月末日

なお、第42期事業年度については、平成21年10月1日から平成22年2月28日までの5ヶ月となり、配当の基準日は、2月28日となります。

(訂正後)

(略)

今後も、経営成績及び財務状態を勘案しつつ、利益配当を実施していく方針であります。

また、内部留保資金につきましては、新規事業開発、新規出店、既存店の改装及び工場設備への投資等として充当してまいりたいと考えております。

当社は、「取締役会の決議により、毎年3月31日を基準日として、中間配当を行うことができる」旨を定款に定めております。なお、第41期定時株主総会において定款の一部変更を決議しており、中間配当を行う際の基準日は毎年8月31日に変更され、第42期事業年度については、平成21年10月1日から平成22年2月28日までの5ヶ月となるため配当の基準日は2月28日となります。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成21年12月18日 定時株主総会決議	348	28

(注) 1. 当事業年度にかかる中間配当はございません。

2. 平成21年12月18日開催の第41期定時株主総会において、定款の一部変更を決議し、事業年度が次のとおりとなりました。

1. 事業年度 3月1日から2月末日まで
2. 定時株主総会 5月中
3. 基準日 2月末日
4. 剰余金の配当の基準日 8月31日、2月末日

なお、第42期事業年度については、平成21年10月1日から平成22年2月28日までの5ヶ月となり、配当の基準日は、2月28日となります。

## 第一部 【企業情報】

### 第4 【提出会社の状況】

#### 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

##### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

##### (1) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

(訂正前)

～ (略)

##### 内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査につきましては、監査室が各部門の事業活動の適法性、適正性を定期及び必要に応じ監査し、その結果を代表取締役等に報告しております。

内部監査室の人員は1名ですが、必要のある場合には、監査室長の上申により、社長が監査室以外の者を任命して内部監査に協力させることができるものとしております。

また、改善すべき事項がある場合は、その指導、改善状況のチェックも実施しております。

監査役監査につきましては、監査役3名(内社外監査役2名)が取締役会その他の重要な会議への出席、往査により、取締役の業務執行状況の監視を行っております。

内部監査室と監査役の連携状況につきましては、監査室長から監査役への内部監査の報告等を含め、監査役が必要に応じて内部監査に立ち会い、被監査部門へのヒアリングを実施するなど、連携して監査の実効性の強化に努めております。さらに、内部統制に関するの情報及び意見等の交換を適時行っており、内部統制上の情報の共有化を図っております。

(後略)

(訂正後)

～ (略)

##### 内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査につきましては、監査室が各部門の事業活動の適法性、適正性を定期及び必要に応じ監査し、その結果を代表取締役等に報告しております。

内部監査室の人員は1名ですが、必要のある場合には、監査室長の上申により、社長が監査室以外の者を任命して内部監査に協力させることができるものとしております。

また、改善すべき事項がある場合は、その指導、改善状況のチェックも実施しております。

監査役監査につきましては、監査役3名(内社外監査役2名)が取締役会その他の重要な会議への出席、往査により、取締役の業務執行状況の監視を行っております。

内部監査室と監査役の連携状況につきましては、監査室長から監査役への内部監査の報告等を含め、監査役が必要に応じて内部監査に立ち会い、被監査部門へのヒアリングを実施するなど、連携して監査の実効性の強化に努めております。また、会計監査人との情報交換を積極的に行っております。さらに、内部統制に関するの情報及び意見等の交換を適時行っており、内部統制上の情報の共有化を図っております。

(後略)